

種類：規則
議決：四国支部役員会
制定期日：2020年11月27日
改訂日：2022年2月25日

一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 四国支部総会規則

(総則)

第1条 この規則は、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会四国支部（以下、支部）の会則第3条に示す支部総会（以下、総会）について定める。

(総会の召集)

第2条 総会は、事業年度終了後、速やかに支部長が召集する。

- 2 総会を招集するには、少なくとも14日以前に会議の目的である事項、日時および場所を記載した書面もしくは電子メールをもって会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第3条 総会の議長は支部長または支部長から委任されたものとする。

- 2 支部長不在時は、支部会則第11条に従い、副支部長が議長代行として、その任にあたる。

(総会の議決事項)

第4条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 支部役員候補者についての事項
- (2) 支部事業報告についての事項
- (3) 支部事業計画についての事項
- (4) その他支部運営に関する重要な事項

(総会の議決方法)

第5条 総会は、支部に属する正会員の過半数が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、該当事項について、あらかじめ書面または電子メールをもって意思を表示した者または表決の委任者は出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第6条 総会の議事については、議事録を作成し支部事務局で保存する。

附則

この規則は、2020年11月19日 支部役員会の議決により制定。
2020年11月27日から施行する。